

商品概要説明書

(平成 17 年 4 月 1 日現在適用中)

1. 商品名	・通知預金
2. ご利用できる方	・法人および個人のお客さま
3. 期間	・定めはありません。(ただし、7日間の据置期間が必要です)
4. 預入方法 (1)預入方法	・当行の窓口にてお預入れできます。
(2)預入金額	・1件につき30,000円以上1円単位
5. 払戻方法	・口座開設店の窓口で据置期間経過後に元金と利息を一括で払戻します。 (ただし、解約する日の2日前までに通知が必要です) ・お預入れ明細1件ごとに払戻します。(お預入れ明細1件の一部金額の払戻しはできません。)
6. 利息 (1)適用金利	・市場金利の動向等に応じて毎日決定し、店頭に表示する金利を適用します。(変動金利)
(2)利息支払	・解約時に一括して支払います。
(3)計算方法	・付利単位を1,000円とした1年を365日とする日割計算によります。
(4)課税	・個人のお客さまは分離課税(国税15%、地方税5%)、法令に定められた条件を満たすお客さまの場合は、所定の手続きによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。 ・法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。
7. 付加できる特約事項	_____
8. 預金保険の適用	・適用されます。(1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
9. その他参考となる事項	・据置期間内に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。 ・金利は店頭の金利表示ボードおよびインターネット上のホームページに表示しています。